

# 「茅ヶ崎市地域防災計画（修正素案）」の パブリックコメント実施結果

—ご協力ありがとうございました。—

1 募集期間 令和5年10月26日（木）～ 令和5年11月28日（火）

2 意見の件数 13件

3 意見提出者数 4人

## 4 意見提出者年齢

年代	10代以下	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上	不明
人数	0人	1人	0人	0人	1人	0人	2人	0人

## 5 内容別の意見件数

	項目	件数
1	各計画に共通する意見	6件
2	地震災害対策計画に関する意見	3件
3	風水害対策計画に関する意見	1件
4	パブリックコメントに関する意見	1件
5	その他防災に関する意見	1件
6	その他の意見	1件
	合計	13件

茅ヶ崎市 暮らし安心部 防災対策課 政策担当  
0467-81-7127（直通）  
e-mail:bousai@city.chigasaki.kanagawa.jp

## (意見及び市の考え方)

### ■各計画に共通する意見（6件）

#### (意見1)

自主防災について

自主防災組織の活動事例は参考になります。

私のところでは、自主防災組織がありません。このような場合はどうするかを検討してください。私は集合住宅の住民です。ここには、管理組合があり、組合員の合意があれば、この組織を活用した自主防災組織は可能だと思いますが。組合には防災担当者を置き、この人は講習を受けた人です。

#### (意見2)

自主防災組織等に対する防災知識の普及・啓発の取組について

自主防災組織の充実が必要な対策です。何度も言いますが、自主防災組織のないところをどうするかを検討をお願いします。

#### (市の考え方)

自主防災組織とは、災害対策基本法上、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織と位置付けられ、市町村の責務として、自主防災組織の充実を図ることとなっております。

現在、市内で活動する多くの自主防災組織は自治会等を単位として設立されているケースが多いため、集合住宅の世帯で1つの自主防災組織を設立している場合や集合住宅の世帯が地域の自主防災組織の構成員となっている場合がございます。

また、自主防災組織は自治会とは別の組織であり、地理的状況や生活環境からみて住民が連帯感を保ち、地域の防災活動を効果的に行える程度の規模の構成員や自主防災組織の役員等を決めて規約を作成するなど一定の要件と手続のもとに自主防災組織を結成することが可能です。

市では「自主防災組織活動の手引」を作成し、この中で自主防災組織の設立について掲載しているほか、自主防災組織や防災リーダーの役割や活動イメージ、平素から取り組む防災知識の普及・啓発、防災訓練の実施や防災資機材の整備・点検など、一定数以上の集合住宅でも応用して取り組める内容が記載されていますのでご活用が可能であると考えています。

この他、市内在住、在勤（在学）でおおむね10人以上で構成される団体やグループであれば、市民まなび講座による普及・啓発活動も行っておりますのでご活用ください。

(意見3)

避難行動要支援者名簿作成等へのデジタル技術の活用について  
組織の実体がある場合は、デジタル技術による名簿等の作成は、どんどん進めることで  
す。

自主防災組織がないためか、要支援者の状況は掴んでいません。名簿のデジタル化以前  
の問題です。

(市の考え方)

今回の地域防災計画の修正は、デジタル技術の活用により、避難行動要支援者支援制  
度の実効性を高める観点から修正するものであります。避難行動要支援者名簿の作成に  
あたっては、現在も専用のシステムを用いて作成しているところですが、今後、デジタ  
ル技術のさらなる活用を検討する必要があることから防災対策の取組の考え方として修  
正したところではあります。

なお、避難行動要支援者名簿を活用して避難行動要支援者を支援するためには、避難  
行動要支援者を支援できる状況を避難支援等関係者とともに作り上げることが重要とな  
ります。現在、避難支援等関係者である地域住民や福祉事業者など様々な関係者と情報  
共有や意見交換などを行っておりますので、今後も引き続き、取組を進めてまいります。

(意見4)

再生可能エネルギーを活用した非常電源設備等への対応について

地球温暖化防止は、喫緊のテーマです。そんな観点から「再生可能エネルギーを活用」  
は必要な措置です。

集合住宅として、災害に必要なものは若干備蓄しています。行政の支援で、再生可能  
エネルギーを活用した非常電源設備等ができるといいですね。

(市の考え方)

今回の地域防災計画の修正は、避難所において停電時に施設・設備の機能維持のため  
の電力を確保する観点から修正するものであります。この点について、市では現状  
で避難所となる各小中学校や公民館に発電機のほか、ソーラーパネルなどの再生可能  
エネルギーを活用したポータブルの非常用電源を配備していますが、さらなる充実を  
図るための検討を進めてまいります。

なお、戸建て住宅や集合住宅が再生可能エネルギーを含めた非常用電源設備の備蓄  
を進めることは、地震や風水害などの自然災害により停電が起きた場合の電力を確保  
できるという点でメリットの一つとなります。行政の支援といたしましては、神奈川  
県が毎年予算の範囲でソーラーパネル設置の補助等を行っていることを確認してあり  
ますのでご活用についてご検討ください。

また、市では、自主防災組織に対して、防災活動に必要なとなる資機材等の購入に対  
して財政的支援を行っています。この補助金を活用しポータブル電源に付随するソー  
ラーパネル等の資機材を購入している自主防災組織もあり、令和4年度は4組織がソー  
ラーパネルの購入を行っております。

(意見5)

地域防災計画の解説等について

地域防災計画は、「地震災害対策」「風水害対策」「特殊災害対策」の各計画まとめられています。その解説等のパンフレットをつくり公表してください。このパンフレットを読むとそれぞれの内容が分かるようにお願いします。

(市の考え方)

防災対策は市民ひとりひとりの取組が必要となるため、市民の皆様に分かりやすく計画をお示しすることが重要であると考えております。このことから計画の構成や内容等、市民の皆様が地域防災計画に関心を持っていただけるような概要版等の作成について、今後検討してまいります。

(意見6)

DWAT（災害派遣福祉チーム）の派遣の要請について

DWATの派遣の要請がしっかり位置づけられたことは、安心材料の一つです。

(市の考え方)

過去の災害では、長期的な避難生活を余儀なくされ、必要な支援を受けることができなくなったことにより、高齢者、障がい者、子ども等の要配慮者に身体的・精神的な負担がかかり、持病の悪化や罹患、介護度の重度化、災害関連死等の二次被害が発生したとの報告がありました。こうした被害を抑制するべく、市は、避難所内の一般避難スペースでの生活が困難な障がい者及び高齢者等の支援措置として、社会福祉施設等と障がい者、高齢者等の避難者の受入れに関する協定を締結し、福祉避難所の確保を図ってきたところです。

こうした市の取組とともに、広域的な応援体制の構築やより一層の福祉的支援の強化の観点から、DWATとの連携は重要な取組であると考えております。令和4年度には地区の防災訓練（避難所開設訓練）に神奈川DWATが参加するなど、神奈川県と協力体制を構築している状況もございますので、今後も連携しながら、災害発生時には、DWATの派遣要請について適切に実施できるよう努めてまいります。

## ■地震災害対策計画に関する意見（3件）

### （意見7）

#### 震災時の避難経路

茅ヶ崎市は、地震、津波、クラスター火災等の災害被害が想定されますが、避難経路に問題があると思われます。茅ヶ崎市は、東海道線が東西に走っており、南エリアと北エリアに二分されています。

南エリアから北エリアへの避難者が多数あると考えますが、東海道線を越えて北エリアに避難する手段は、踏切り、地下車道、地下歩道、架橋などの限られた場所となります。地下車道、並びに地下歩道にあっては、冠水時には通行が不可となり、いよいよ避難経路が少なくなりますし、避難時間も長くなり、避け遅れの人が多い生じるのではと考えます。南エリア内に安全な避難場所が確保できているのでしょうか？

### （市の考え方）

市では、津波や大規模火災から一時的に避難する場所として、令和6年1月1日時点で市内の各所に津波一時退避場所として180か所、広域避難場所として21か所の指定を行っています。

万が一、風水害の発生時に巨大地震とともに津波や大規模火災が発生するなどの複合災害が発生した場合は、一部のエリアでは地下車道等が冠水するなど避難経路が寸断されることが想定されますが、こうした場合でも、災害の状況に応じて近隣の避難場所に避難をして命を守る行動をとっていただけるよう、今後も引き続き周知してまいります。

### （意見8）

#### 耐震補強と防火仕様

茅ヶ崎市は、関東大震災において多くの家屋が倒壊したと聞いています。

茅ヶ崎市内には、新耐震基準制定前の家屋（空家を含む）が残っています。又砂地が多く液状化による倒壊も懸念されます。

地震時には、できるだけ多くの新耐震基準をクリアした家屋と延焼防止の防火仕様を満足する家屋を増やすため、補助金制度の更なる利用を行なって、減災が進むことを希望します。

震災に備えて家屋を整備して、安心、安全の観点から自宅避難を選択される人が増加することを望みます。

### （市の考え方）

市は、茅ヶ崎市耐震改修促進計画に基づく住宅の耐震化に向けた取組として、建築なんでも相談を始めとするイベントの実施やリーフレットの作成・配布等、市民へ積極的な周知・啓発を行い、住宅の耐震化に向けた意識の向上を図っているところです。

補助制度につきましては、新耐震基準以前の木造住宅における耐震診断や耐震補強工

事への補助制度に加えて、木造住宅の除却工事に対する補助制度を用意する等、新たな取組も行い、更なる耐震化を進めております。

延焼防止につきましては、主に商業系及び住居系の用途地域を中心に防火地域・準防火地域を指定しており、建築物の不燃化を進めることで延焼火災の防止に努めているほか、感震ブレーカーの設置に関する補助を行う等の取組を進めています。

自宅避難につきましては、過去の災害では、避難所に多くの方が避難され、「プライバシーがない」「暑い・寒い」「周囲の生活音が気になる」といった問題が生じたことに加え、近年では感染症に関する懸念も高まっているところです。そのため、自宅が被災しておらず、二次災害が発生していない等、自宅に留まっても身の安全が確保される状況であれば在宅避難を推奨するなどの周知を今後も引き続き行ってまいります。

#### (意見9)

##### 津波情報の伝達に関することについて

「津波情報については、あらゆる手段の活用を図り」とあるが、市民への情報伝達手段は、防災行政無線、ホームページ、メール、ライン以外の方法がありますか。

また、PC とスマホを使わない人々への情報伝達手段は防災行政無線と近所の人々の口コミだと思います。PC とスマホを使わない人々が“災害に弱い”立場にならない措置が必要です。どうなりますか。

#### (市の考え方)

市では、防災行政用無線、テレビ神奈川データ放送、防災行政用無線電話応答サービス、防災ラジオ、ちがさきメール配信サービス、緊急速報メール、市のホームページ、LINE、X（旧Twitter）、Yahoo!防災速報、消防車両等による車両広報などさまざまな媒体を活用した情報発信を行っております。

このうち、PCやスマホなどインターネット回線を使用しない方々が防災行政用無線の放送内容を確認できる手段として、文字情報によるテレビ神奈川データ放送、音声情報による防災行政用無線電話応答サービスや防災ラジオ、消防車両等による車両広報などがございます。

市では、様々な状況にある市民の方々が何らかの手段により情報を入手することができるよう、今後も複層的な情報発信に努めるとともに、これらの伝達手段に関する周知に努めてまいります。

## ■風水害対策計画に関する意見（1件）

### （意見10）

以前に避難指示がでた時に避難場所が足りなくなった。高齢者や障害者は優先的に避難できるようにしてほしい。

### （市の考え方）

令和元年東日本台風の際、市は市内の指定避難所（全小中学校）と二次避難所を開設しましたが、多くの市民が特定の指定避難所や二次避難所に避難をしたことから、避難所がひっ迫しました。こうした事態を踏まえ、市は風水害時においては浸水想定区域外の避難所、親戚・知人宅、ホテル等の宿泊施設等に早めの避難をするよう改めて周知・啓発を進めております。

また、市は高齢者や障がい者等の避難に時間を要する方々を考慮し、「警戒レベル3：高齢者等避難」の避難情報を発令することを想定しておりますので、警戒レベル3が発令された時点で避難行動をとるなど早めの行動を促すよう、平素から周知を行ってまいります。

## ■パブリックコメントに関する意見（1件）

### （意見11）

このパブリックコメント(パブコメ)の素案では、1計画修正の考え、2主な修正内容、3具体的な修正内容と整理されており、その項目にしたがい、内容を読むことができ、これまで経験したことのない、パブコメの提示の仕方で、大変取り組みやすいものでした。

今後、ほかの課のパブコメもこうなることを期待しています。

### （市の考え方）

パブリックコメント手続における素案は、本案件のように既存計画の修正を行う案件のほか、新規計画の策定や審査基準の制定改正などに対してご意見を募る案件もあるため、一律に提示することは難しい状況ではありますが、案件に応じて、市民の皆さまがパブリックコメント手続に取り組みやすくなるよう努めてまいります。

■その他防災に関する意見（1件）

（意見12）

相模川の洪水の発生等について

計画にはないことで恐縮ですが、相模川について書きます。

国交省によると、相模川左岸の寒川から馬入橋まで築堤工事はまもなく完成すると言っています。（いつかはっきりしません）これができるとある程度の洪水対策はできます。ですが、相模川の状況にもっと情報提供をしてください。

（市の考え方）

相模川下流を管轄する国土交通省関東地方整備局京浜河川事務所（以下、国交省）より寒川から馬入橋までの相模川左岸（茅ヶ崎市側）の築堤については、馬入橋上流約100メートルを除き堤防整備済みであり、残りの約100メートルにおいても堤防整備に向け国交省が調整を進めていくと伺っております。

また、国交省は、例年、台風シーズン前頃に市の関係課及び地域住民等を対象に相模川築堤箇所の巡視及び今後の築堤に関する進捗状況について説明を行っております。

今後とも引き続き国交省と連携し、地域住民に情報を共有できるよう取り組んでまいります。

なお、相模川の状況について、詳しい情報については、京浜河川事務所ホームページをご覧ください。

ホームページ URL : [https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin\\_index004.html](https://www.ktr.mlit.go.jp/keihin/keihin_index004.html)

■その他の意見（1件）